

古賀市市民活動支援センター（つながりひろば）運営業務委託

【公募型プロポーザル実施要領】

令和6年11月

古賀市総務部まちづくり推進課

目 次

- 1 本実施要領の趣旨
- 2 事業目的
- 3 業務概要
- 4 参加資格要件
- 5 スケジュール
- 6 企画提案書等
- 7 質疑応答
- 8 選考手順及び契約
- 9 その他の留意事項
- 10 問い合わせ先（書類提出先）

1 本実施要領の趣旨

当該事業に係る企画提案を求め、各提案者の提案内容等を総合的に比較し、市民活動に関する中間支援組織としてより優れた資質・能力を有する業務委託候補者を選考するため、公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 事業目的

市民活動支援センター（つながりひろば）は、市民活動に関する相談及び情報提供並びに市民活動団体の交流の促進等を行うことにより、市民活動を支援し、よりよいまちづくりに資するため、平成22年度に設置された。

市民活動支援をより効果的に行うためには、制度等に関する専門性や市民活動の実践・経験の蓄積が必要であり、そのような資質・能力を有した市民活動団体が担うことが最も適切であるとの判断から、平成31年度より中間支援に取り組む特定非営利活動法人にセンターの運営業務を委託している。

令和6年度をもって現在の業務委託期間が終了することから、新たに令和7年度から令和9年度までの3年間の業務委託を行い、より充実した市民活動支援を行うことをめざすものである。

3 業務概要

(1) 事業名

古賀市市民活動支援センター（つながりひろば）運営業務委託

(2) 業務内容

別添「古賀市市民活動支援センター（つながりひろば）運営業務委託仕様書」のとおり

※仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、打合せの中で変更する可能性がある。

(3) 契約期間

2025（令和7）年4月1日から2028（令和10）年3月31日まで

(4) 提案上限額

¥28,080千円（消費税及び地方消費税を含まない。）

2025（令和7）年度 9,360千円（消費税及び地方消費税を含まない。）

2026（令和8）年度 9,360千円（消費税及び地方消費税を含まない。）

2027（令和9）年度 9,360千円（消費税及び地方消費税を含まない。）

※上記の金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模（業務量）を示すためのものであることを留意すること。また、見積書を提出する際は、提案上限額を超えてはならない。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は次のすべての要件を満たしていること。

なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。

- (1) 福岡県内に事業所を有する特定非営利活動法人であること。
- (2) 古賀市一般（指名）競争入札参加資格等に関する規程（平成9年4月告示第27号）第4条の規定に該当しない者であること。
- (3) 古賀市指名停止措置要綱（平成18年3月告示第40号）に基づく指名停止措置を受けてい

ないこと。

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (5) 暴力団排除に関する特約条項第1条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- (6) 本事業を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。

5 スケジュール

実施スケジュール（予定）は、以下のとおりとする。

項目	日時
実施要領の公表	2024（令和6）年11月14日（木） ※本プロポーザルに関する様式は、市公式ホームページ上に掲載
参加申込書提出期限	2024（令和6）年11月22日（金）17時まで（必着）
質問書提出期限	2024（令和6）年11月22日（金）17時まで（必着）
質問書への回答	2024（令和6）年11月27日（水）17時まで
企画提案書提出期限	2024（令和6）年12月13日（金）17時まで（必着）
プレゼンテーション	2025（令和7）年 1月10日（金）詳細は別途通知予定
審査結果通知	2025（令和7）年 1月中
契約締結	2025（令和7）年 2月中
事前協議・業務引継ぎ	契約日翌日～2025（令和7）年3月
本格運営	2025（令和7）年4月～2028（令和10）年3月

※上記の日程は、変更する可能性がある。変更する場合は、市公式ホームページ上に掲載するほか、参加申込書提出者には、メールで連絡する。

6 企画提案書等

(1) 提出書類及び提出部数

次の①～⑨の書類全てを提出すること。（任意様式の場合A4判とする。）

	提出書類名	様式	提出部数	
			正本	副本
①	参加申込書	様式1	1	—
②	提案申請書	様式2	1	1
③	法人概要及び主要業務実績（A4判2枚以内）	任意	1	1
④	業務委託推進体制	任意	1	1
⑤	配置予定担当者の経歴等	様式3	1	1
⑥	特定非営利活動法人の定款	—	1	1
⑦	特定非営利活動促進法第28条に定める事業報告書等のうち、前年度の事業報告書、計算書類及び財産目録	—	1	1
⑧	企画提案書	様式4	1	1
⑨	見積書、積算内訳書（消費税及び地方消費税を含まない額）	任意	1	1

(2) 提出書類様式の配布

本プロポーザルに関する提出書類様式は、本市公式ホームページ上でダウンロードすること。

(3) 提出書類の作成に関する留意事項

- ・文字サイズは10ポイント以上とすること。
- ・見積書には、仕様書、企画提案書等に記載されたすべての業務の見積額を記載すること。

(4) 提出方法

- ・持参又は郵送（持参の場合は、閉庁時を除く。）
- ・⑧企画提案書については、メール等にてデータでも提出すること。（アドレスは下記参照）

(5) 提出場所

〒811-3192

古賀市駅東一丁目1-1

古賀市総務部まちづくり推進課地域振興係

電話：092-942-1165

(6) 提出期限

- ・①：2024（令和6）年11月14日（木）～11月22日（金）17時まで（必着）
- ・②～⑨：2024（令和6）年11月28日（木）～12月13日（金）17時まで（必着）

(7) その他

①を提出後、②～⑨を提出しない場合は、任意の様式にて、辞退届を提出すること。

7 質疑応答

(1) 質疑に係る提出書類

質問書（様式5）

(2) 提出期限

参加申込書提出から2024（令和6）年11月22日（金）17時まで（必着）

(3) 提出方法

電子メール

(4) 提出先

古賀市総務部まちづくり推進課地域振興係

メールアドレス：commu@city.koga.fukuoka.jp

(5) 回答方法

回答は、全ての質問をとりまとめた上で、全参加申込書提出者に対し、最終期限である2024（令和6）年11月27日（水）17時までに電子メールで回答する。

ただし、質問の内容が、企画提案等の作成を進める上で、大きな影響を及ぼすと判断されるものは、随時回答することとする。

8 選考手順及び契約

(1) 選考方法

選考方法は、提出書類及びプレゼンテーション審査の内容を総合的に評価し、最も優れた提案者（以下「最優秀者」という。）を業務委託候補者として選考する。

ただし、評価が一定水準に達する者がいない場合は、最優秀者として選考しない。

(2) プレゼンテーション審査

①実施日

2025（令和7）年1月10日（金）9時～17時の間で、提案者ごとに設定する時間

②開催通知

プレゼンテーション審査の詳細は、2024（令和6）年12月16日（月）以降に担当者へ電話連絡の上、開催通知を送付する。

③説明時間等

20分以内の説明後、質疑応答

④出席者

予定スタッフを含め3名までとする。

⑤説明する内容

企画提案書等提出書類に記載した内容について、必要事項を補足しながら説明する。

⑥プレゼンテーション審査時の使用資料等

プレゼンテーションのための資料を提出することができる。提出する場合は、資料を8部準備すること。ただし、プレゼンテーションにおいて、企画提案書に記載のない新たな提案を行うことはできない。

また、市において、プロジェクター、ケーブル、スクリーン、ホワイトボード、コンセント、延長コードを準備する。これ以外に必要な機器、道具などは提案者において準備すること。

⑦審査方法

審査・選考機関として、古賀市市民活動支援センター（つながりひろば）運營業務委託選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、古賀市市民活動支援センター（つながりひろば）運營業務委託評価基準（別紙）に基づいて、それぞれの委員の評価を配点・集計し、合計点が最も高い点数を得た提案者を業務委託候補者として選考する。

(3) 受託候補者選定結果通知

選定結果は、2025（令和7）年1月中に書面により個別に提案者へ通知する。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とすることがある。

- ①本実施要領で定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- ②本実施要領で定めた様式及び記入要領に示す条件に適合しない場合
- ③提出書類に記載すべき事項が記載されていない場合
- ④提出書類に虚偽の記載があった場合
- ⑤審査結果に影響を与えるような不正行為を行った場合
- ⑥契約締結の日までに4に記載する参加資格要件を満たさなくなった場合
- ⑦その他本実施要領に違反すると認められた場合

(5) 契約

市と最優秀者は、契約内容等について協議を行い、契約を締結する。

契約内容等に関する最優秀者との協議が成立しない場合又は契約の締結までに最優秀者が参加資格を失った場合、市は審査結果の次点の者と順次協議を行うことができるものとする。

9 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する費用は全て提案者の負担とする。
- (2) 原則として提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査目的外の使用はしない。
- (4) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査目的の範囲で複製することがある。
- (5) 業務委託候補者の決定に関する異議申し立ては一切受け付けない。
- (6) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本の通貨に限る。
- (7) 電子メール等の通信事故については、古賀市はいかなる責任も負わない。

10 問い合わせ先（書類提出先）

古賀市総務部まちづくり推進課地域振興係

〒811-3192 古賀市駅東一丁目1-1

電話：092-942-1165 FAX：092-942-1291

メールアドレス：commu@city.koga.fukuoka.jp

古賀市市民活動支援センター（つながりひろば）運営業務委託評価基準

評価項目		配点	
管理運営	運営方針	5	45
	市民活動の取組及び実績	10	
	業務運営体制	5	
	配置予定者	5	
	職員の育成等	10	
	個人情報保護等	5	
	事故防止等緊急時の対応	5	
事業展開	情報の収集・提供	10	70
	市民活動に関する相談対応	10	
	研修・講座事業 ①団体運営能力の向上に資する講座	10	
	研修・講座事業 ②新たな市民活動団体の形成を支援する講座	10	
	市民活動団体間の交流・連携促進	10	
	市との連携体制	10	
	自由提案	10	
見積額	見積書内容の妥当性	5	5
合計		120	